

藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、環境問題についての事業者の意識の高揚を図り、環境配慮行動を促進し、地球温暖化対策を推進するため、エコアクション21の認証を取得し、又は更新する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) エコアクション21 環境省が策定したエコアクション21ガイドライン2009年版に定める規格に適合する環境マネジメントシステムを一般財団法人持続性推進機構（以下「機構」という。）が認証する制度をいう。

(2) 藤枝もったいない倶楽部 藤枝市及び藤枝市もったいない運動推進委員会の事業で、登録された団体・個人で構成し、環境に関する情報提供・情報交換を行うことを目的に設立された団体

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する事業所で、当該年度にエコアクション21の認証を取得し、又は2回目以降の更新をする事業者とする。ただし、認証・登録をした事業者については新規取得のみとし、この要綱による補助金の交付を受けた事業者は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者が機構に支払ったエコアクション21の認証・登録料又は更新登録料とする。ただし、市内の事業所の認証・登録と市外の事業所の認証・登録を同時に取得した場合又は市内の事業所の更新登録と市外の事業所の更新登録を同時に取得した場合には、当該同時に認証・登録又は更新登録した全ての事業所の従業員（パート及びアルバイトの者並びに当該事業所において、当該事業者の業務に従事する者を含む。以下同じ。）の合計人数に対して、市内の事業所の従業員の人数が占める割合を認証・登録料又は更新登録料に乗じて得た額とする。

(補助額)

第5条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認証・登録 補助対象経費に相当する額

(2) 更新登録 補助対象経費の2分の1の額

2 前項の規定により計算した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 審査申込書の写し

(2) 審査申込時における各事業所の従業員数の内訳がわかる書類（第4条ただし書きに該当する場合）

(3) 藤枝もつたいない倶楽部登録申請書（既に登録済みの者を除く）

(4) 環境行動計画書（第2号様式）（2回目以降の更新をする事業者に限る）

2 交付申請は、登録審査または更新審査受審前に行うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(変更・中止申請)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、エコアクション21認証取得事業費補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 申請内容を変更しようとするとき。

(2) 認証・登録審査申込又は更新登録審査申込を中止しようとするとき。

(3) 第9条に定める実績報告の提出が別に市長が定める提出期限に間に合わないとき。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を適当と認めるときには必要に応じ条件を付し、変更（中止）承認書（第5号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項第3号の報告が適当であると認めるときは、次年度以降に再度補助金の交付申請ができるよう取り扱うものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、市長が別に定める日までに実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 認証・登録証の写し

(2) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し

(3) 一般財団法人持続性推進機構より認証・登録証が送付された時の通知文の写し

(4) 当該年度に作成した環境活動レポート

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付額確定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、申請者に補助金を支払うものとする。

(報告書の作成及び提出)

第12条 更新登録した申請者は、当該年度終了後30日以内に、環境行動報告書（第9号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備及び保管期間)

第13条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年藤枝市告示65号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年藤枝市告示143号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年藤枝市告示195号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年藤枝市告示220-1号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市エコアクション21認証取得事業補助金交付要綱は平成30年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金交付要綱の規定により提出されている環境行動計画書、環境行動報告書は、改正後の藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金交付要綱の相当する規定により提出された環境行動計画書、環境行動報告書とみなす。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

〒
住 所
申請者 名 称
代表者 ①
連絡先（電話番号）

藤枝市エコアクション 2 1 認証取得事業費補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、藤枝市エコアクション 2 1 認証取得事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業	認証・登録 ・ 更新登録
2 市外事業所との同時取得	有 ・ 無
全従業員数	人
対象従業員数（市内）	人
3 補助対象経費	円
4 交付申請額	円（千円未満切捨て）

第 2 号様式（第 6 条関係）

環境行動計画書

1 事業者名（ ）

2 概要

項目	実施 主体	取組状況※	
		予定	実施済
1 もったいない倶楽部の登録（必須）	市		
2 ふじえだエコチャレンジの参加			
3 藤枝市統一ノーカーデーの参加			
4 ライトダウンキャンペーンの参加			
5 グリーンカーテンコンテストの参加			
6 まち美化里親制度の参加			
7 ふじのくにCOOLチャレンジ クルポ エコアクションの参加 ()	県		
8 ふじのくにCOOLチャレンジ 節電・省エネチャレンジの参加			
9 その他市・県・国が主催する環境関連事業 ※セミナー、講演を除く ()			

※取組状況の欄には、取組を予定している項目や既の実施している項目に○をつけてください（1は必須、2～9から1項目以上を選択）。ただし、2～9について実施済みのものについては、過去3年以内に実施したものに限りま。

藤 環 指 第 号
年 月 日

様

藤 枝 市 長



藤 枝 市 エ コ ア ク シ ョ ン 2 1 認 証 取 得 事 業 費 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 藤 枝 市 エ コ ア ク シ ョ ン 2 1 認 証 取 得 事 業 費 補 助 金 に つ い て は 、 次 の と お り 交 付 を 決 定 し ま し た の で 、 次 の と お り 通 知 し ま す 。

記

1 受 付 番 号

2 交 付 決 定 額 金 円

3 実 績 報 告 書 提 出 期 限 年 月 日 まで

4 この通知は補助金交付の決定を通知するものであり、補助金の交付金額を確定するものではありません。

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

住 所

申請者 名 称

代表者

印

連絡先（電話番号）

藤枝市エコアクション 2 1 認証取得事業費補助金変更（中止）承認申請書

藤枝市エコアクション 2 1 認証取得事業費補助金について、変更（中止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 受付番号

2 変更（中止）理由

第 5 号様式（第 8 条関係）

藤 環 指 第 号
年 月 日

様

藤 枝 市 長



藤 枝 市 エ コ ア ク シ ョ ン 2 1 認 証 取 得 事 業 費 補 助 金 変 更 （ 中 止 ） 承 認 書

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 年 度 藤 枝 市 エ コ ア ク シ ョ ン
2 1 認 証 取 得 事 業 費 補 助 金 の 変 更 （ 中 止 ） 承 認 申 請 に つ い て は 適 当 と 認 め 、 次 の と
お り 承 認 し ま す 。

記

承 認 の 内 容

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

住 所

申請者 名 称

代表者

印

連絡先（電話番号）

藤枝市エコアクション 2 1 認証取得事業費補助金実績報告書

年 月 日付け藤 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市エコアクション 2 1 取得事業費補助金について、下記のとおり完了したので、藤枝市エコアクション 2 1 認証取得事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 受付番号	
2 完了年月日	年 月 日
3 補助対象事業	認証・登録 ・ 更新登録
4 市外事業所との同時取得	有 ・ 無
全従業員数	人
対象従業員数（市内）	人
5 補助対象経費	円
6 交付申請額	円（千円未満切捨て）
7 環境活動レポートの公開	承諾する ・ 承諾しない

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

藤 第 号
年 月 日

様

藤 枝 市 長



藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告があった藤枝市エコアクション21認証
取得事業費補助金について、交付額の確定をしたので通知します。

記

補助金交付確定額 円

（補助金交付決定額 円）

年 月 日

藤枝市長 宛

〒
住 所
申請者 名 称
代表者 ④
連絡先（電話番号）

請 求 書

年 月 日付け藤 第 号で交付の確定を受けた 年度
藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振 込 先

金融機関名 _____ 支店

口座種別 普通・当座

口座番号 _____

フリガナ
口座名義人 _____

年 月 日

〒

住 所

申請者 名 称

代表者

印

連絡先（電話番号）

環境行動報告書

項目	実施 主体	実施年月※
1 もったいない倶楽部の登録（必須）	市	
2 ふじえだエコチャレンジの参加		
3 藤枝市統一ノーカーデーの参加		
4 ライトダウンキャンペーンの参加		
5 グリーンカーテンコンテストの参加		
6 まち美化里親制度の参加		
7 ふじのくにCOOLチャレンジ クルポ エコアクションの参加 ()	県	
8 ふじのくにCOOLチャレンジ 節電・省エネチャレンジの参加		
9 その他市・県・国が主催する環境関連事業 ※セミナー、講演を除く ()		

※実施年月には実施した項目の実施年月を記入してください（1は必須、2～9から1項目以上を選択）。ただし、2～9については、過去3年以内に実施したものに限りま。